内閣府告示第四百二号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する

措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画 の認

定を取り消したので、 同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に

規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年十二月八日
- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県津久井郡藤野町
- \equiv 構造改革特別区域の名称 ノーマライゼーションを目指す町に「心の教育・トータルケアの場」をLD
- ・ADHD児に保障する藤野町特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神奈川県津久井郡藤野町の全域
- 五 特定事業の名称(番号については、 構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化

事業(八〇三(八一八)) 及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(八二〇(八〇一一二

_